

経済産業省

201605011商局第3号

発電用水力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成28年5月26日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

発電用水力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程

発電用水力設備の技術基準の解釈の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

1. この規程は、平成28年6月1日から施行する。